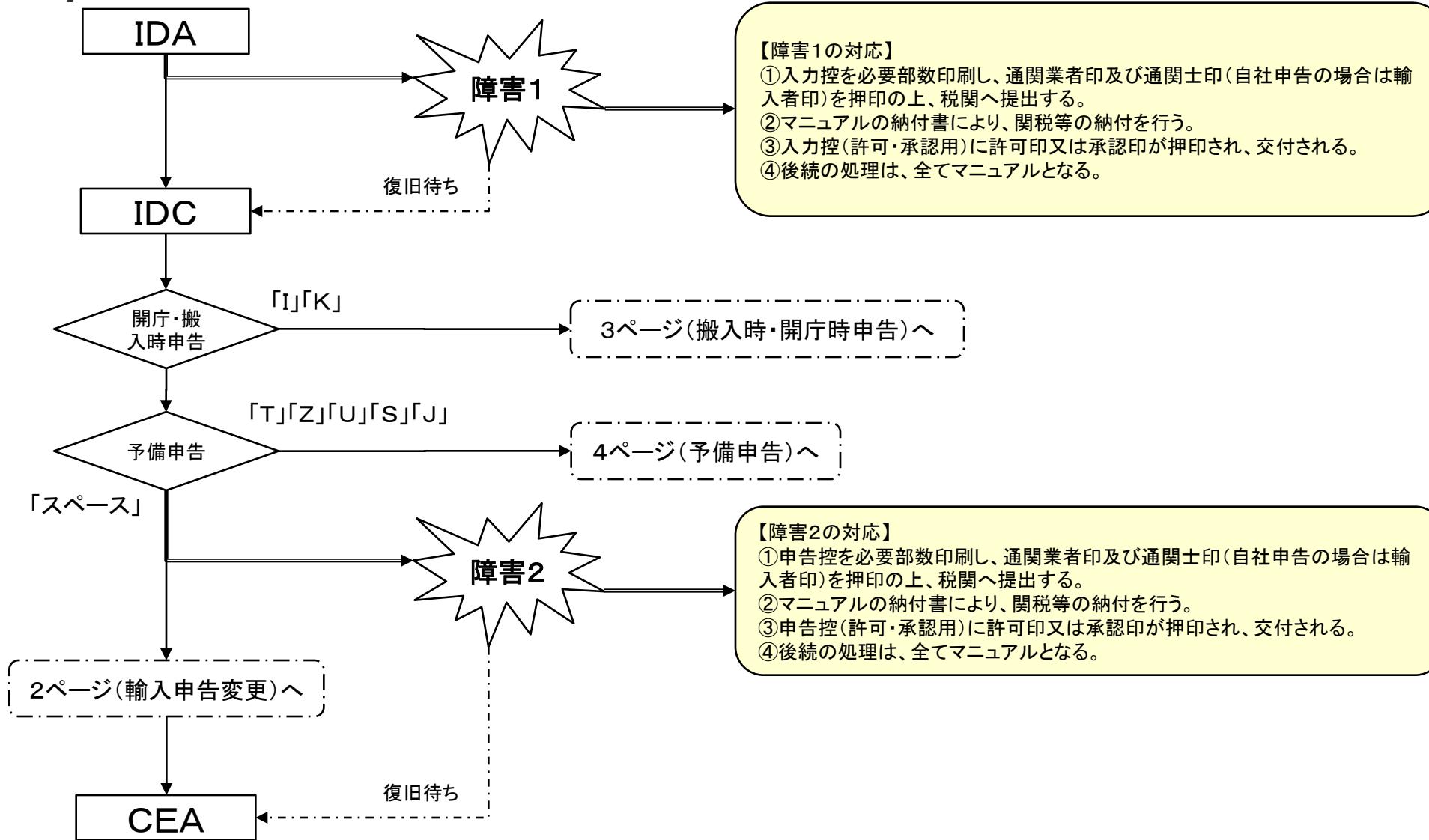
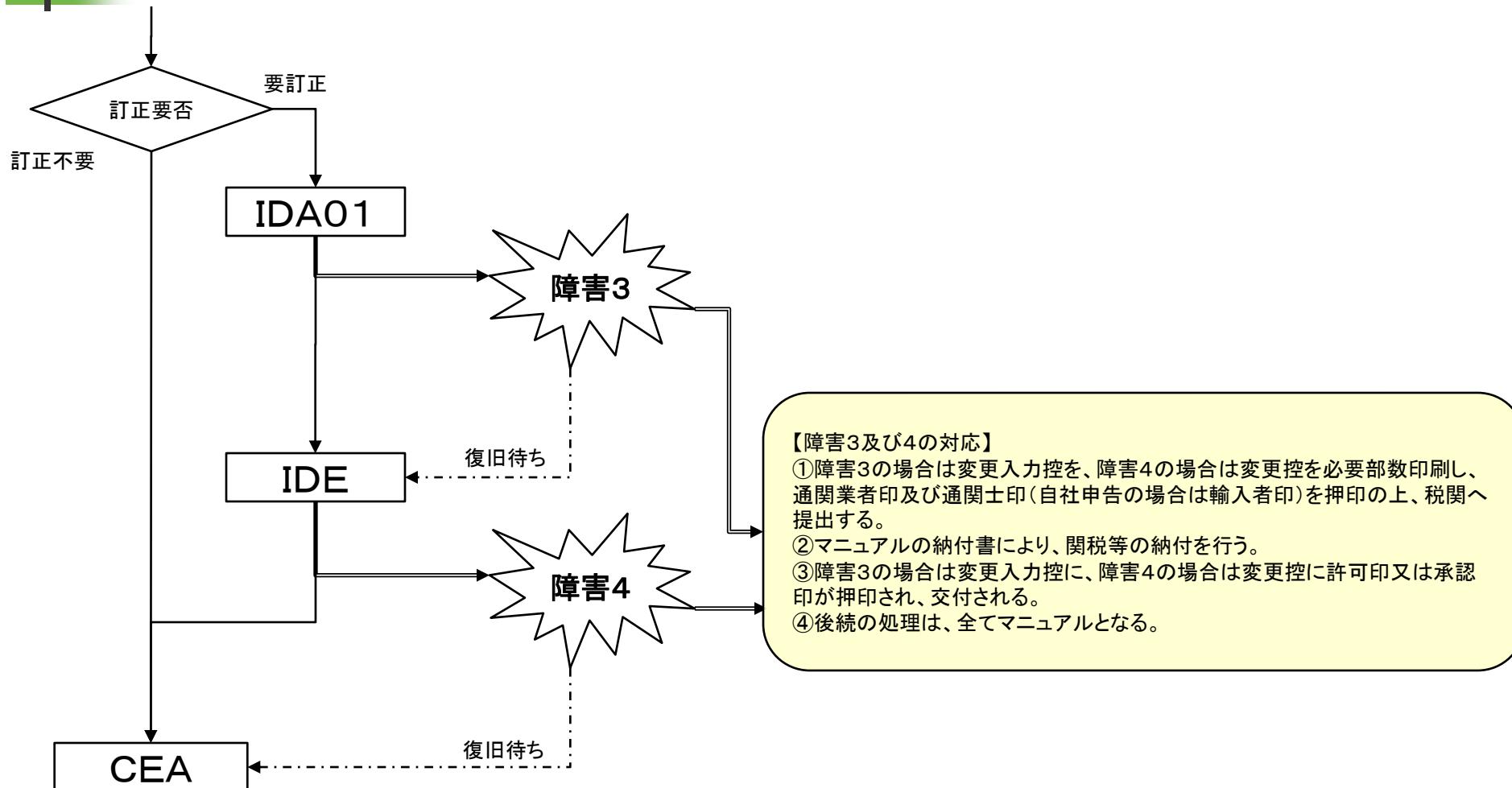


別添7 輸入申告

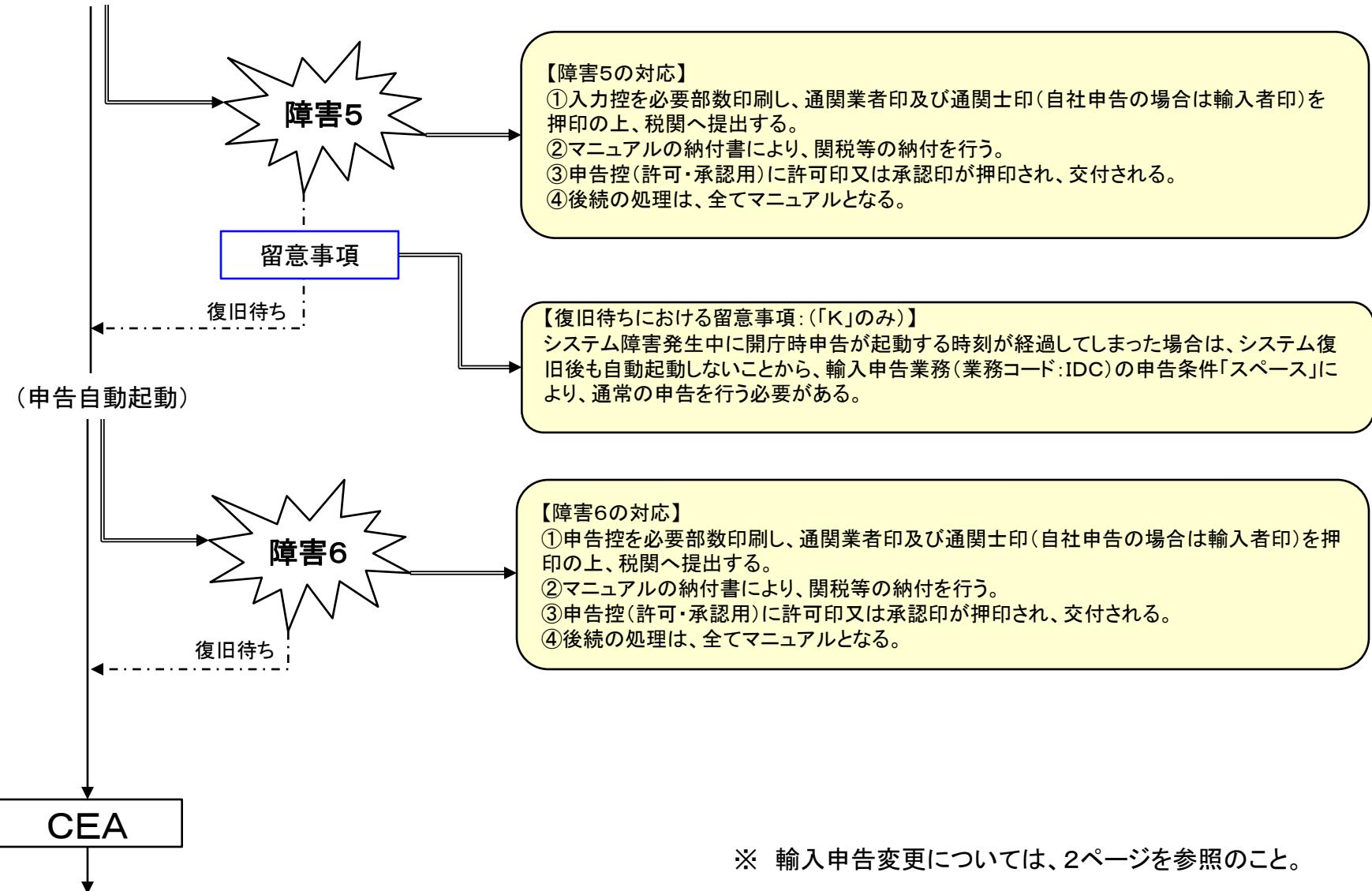


別添7 輸入申告(続き: 申告変更)

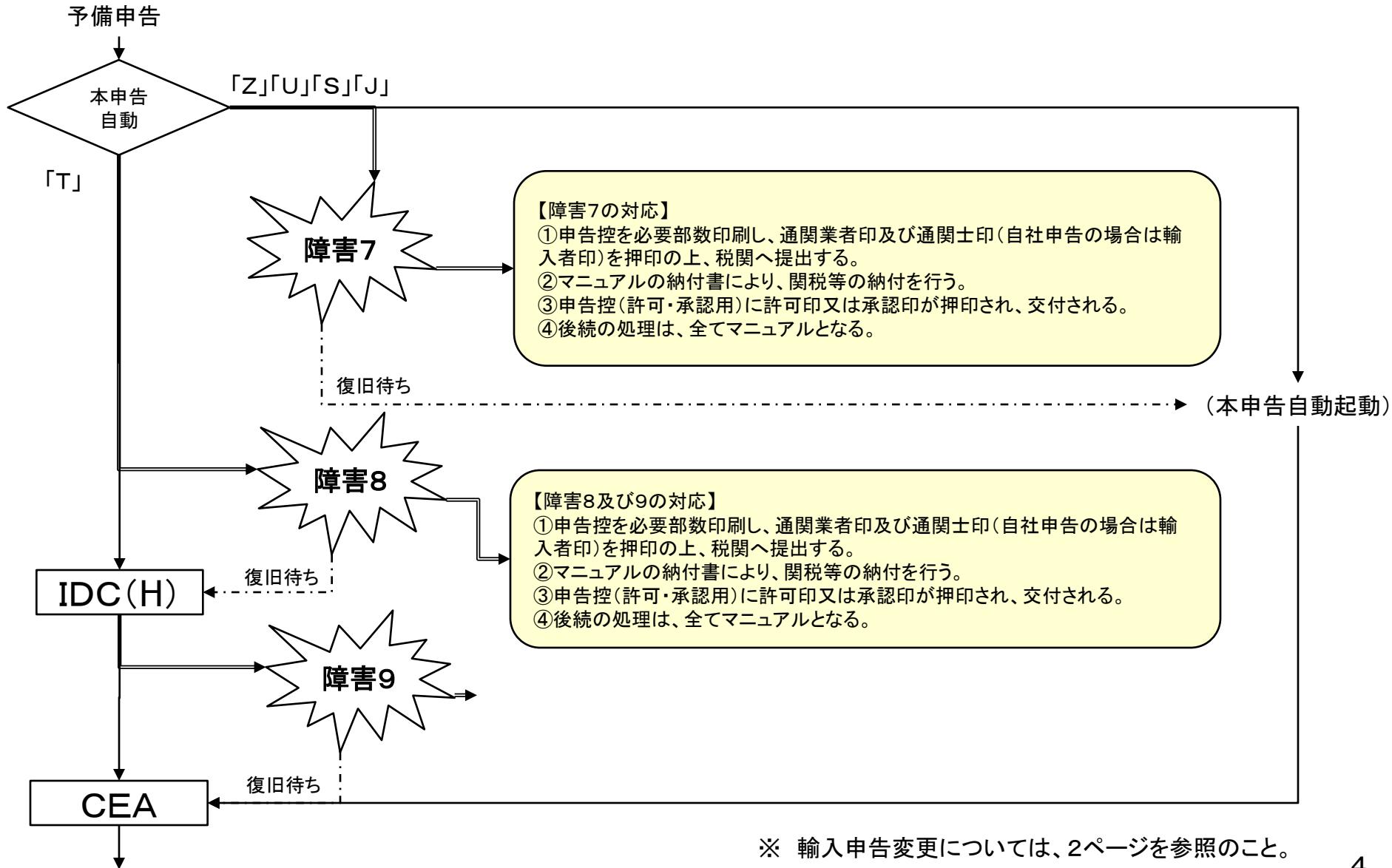


別添7 輸入申告(続き:開庁時・搬入時申告)

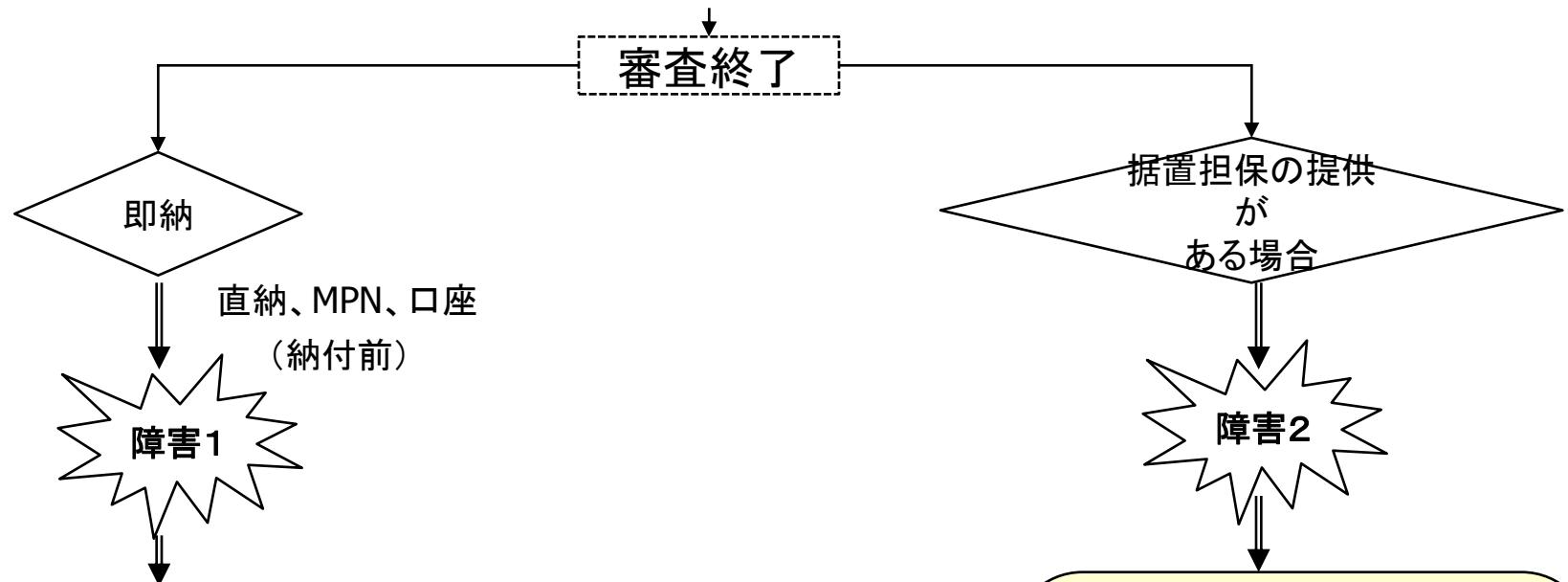
開庁時・搬入時申告



別添7 輸入申告(続き: 予備申告)



別添7 輸入申告(続き: 収納関係)



【障害1の対応】

- ①申告控を必要部数印刷し、通関業者印及び通関士印(自社申告の場合は輸入者印)を押印し、税関へ提出する。
- ②納付書による納付を行う(納付書が出力されていない場合はマニュアル納付書を作成)
- ③申告控(許可・承認用)に許可印又は承認印が押印され、交付される。
- ④後続の処理は、すべてマニュアルとなる。

(なお、NACCS専用口座内納税用資金について、システムによる残高照会は行えないものの、納税額を超える残高が明らかにある場合には、その旨を示す書類を税関に提出すること等により、輸入許可前貨物引取が承認されたものとして、貨物を引取ることが可能となる)

口座残高不足により積み増しを行った場合は、システム復旧まで待機する

【障害2の対応】

- A.「障害1の対応」により、マニュアルによる許可または承認を行う。
- B. 据置担保について、システムによる残高照会は行えないものの、納税額を超える残高が明らかにある場合には、その旨を示す書類を税関に提出すること等により、輸入許可前貨物引取が承認されたものとして、貨物を引取ることが可能となる

担保不足の場合:【障害1の対応】に基づき処理するか、個別担保を新たに税関に提供する

税関システムが障害時には、貨物情報に事故確認の旨又は保留解除の旨が登録されていないため、システムにより輸入申告等を行えないことがあります。

また、輸入申告が行えた場合も、システムの復旧までの間、審査終了業務が行えません。

このため、輸入許可の必要がある場合は、税関に相談の上、マニュアル申告等により対処願います。